



回覧

令和6年7月大雨を振り返る（最上川・丹生川増水）

令和6年7月25日から、前線の影響に伴う記録的な大雨となり、主に庄内や最上地方では「大雨特別警報」の発表や線状降水帯の発生により、各地で川の氾濫や土砂災害が発生しました。

この大雨により、最上川の大石田水位観測所において、7月25日午後10時40分にはん濫注意水位（13.8m）を越え、丹生川の岩ヶ袋水位観測所では、7月26日午前0時20分にはん濫危険水位（2.9m）を越え、大石田町には警戒レベル4の避難指示が発令されました。

大石田出張所管内（尾花沢市・大石田町）の対応状況

25箇所の樋管のうち、20箇所の水門等水位観測員に出動要請し、18箇所の樋管のゲートを閉塞しました。

水門等水位観測員とは

大雨が降ると、川の水がどんどん増えて水位が高くなります。その水が住宅地や田んぼなどに流れないようにするためには、樋管のゲートを閉めなければなりません。

また、川の水が通常の状態に戻った時は、住宅地や田んぼから流れる水路の水が溢れないように樋管ゲートを開く必要があります。その際に樋管ゲートを開閉する仕事をしているのが水門等水位観測員の方たちです。

地域の安全と財産を守るとても大切な役割を果たすお仕事です。

今回の大雨によって被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

地域の水門等水位観測員の皆様、関係業者の皆様、昼夜を問わず長時間に渡り対応していただき大変ありがとうございました。

-----各河川カメラの様子-----



8 / 7 (水) 船上巡視



大雨による河川の増水で川岸や護岸が損傷していないか確認しました。
今後も最上川流域の安全・安心に努めて参ります。



河川にゴミは捨てないでください！

大石田出張所では河川パトロールを行い、不法投棄の箇所や投棄物などを厳しくチェックしていますが、悪質な不法投棄が多く見られます。「誰も見ていない。バレない。」などと思っていないですか？

不法投棄は犯罪です！

河川にゴミが捨てられると景観を損ねるだけでなく、河川の水質悪化や大雨による洪水時に排水樋管の水門を塞ぎ、水の流れを妨げてしまいます。

また、河川とつながっている町の水路も水の流れが悪くなり、悪臭の発生など町的生活環境にも影響を与えてしまいます。



豊田地区（雪捨て場付近）
R6.1月 家電や家庭ゴミの投棄



大浦地区（高水敷）
R6.4月 液晶テレビ・モニターの投棄

最上川や丹生川で不法投棄を発見した場合は、警察や当出張所にご連絡ください。
関係機関と連携し、**原因者の特定**を行います。

罰
則

『河川法第29条』3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金

『廃棄物処理法第5条及び第16条』5年以下の懲役または1000万円以下の罰金

除草希望者を公募します。

大石田出張所では、資源の有効利用と処分費のコスト削減を図るため、河川区域内の除草にご協力してもらえ方を募集します。

簡単な条件を満たせば、どなたでも応募が可能で、除草した刈草は家畜の飼料や堆肥の原料などに利用することもできます。

【除草場所】大石田町横山地区・大石田地区の高水敷

【応募期間】令和6年9月24日(火)～令和6年10月4日(金) [先着順]

【作業期間】令和6年10月8日(火)～令和6年10月31日(木) (予定)

【申込方法】大石田出張所にて、応募様式及び作業計画書を記入し、申し込みをお願いします。**※電話での申込はできません。**
受付時間は平日9:00～16:30です。

※詳細は「除草希望者を公募します。」のチラシをご覧ください。

【発行】

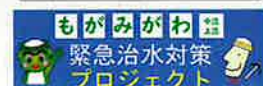
国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 大石田出張所
(担当:佐藤(汐)・大山)
〒999-4113 大石田町大字今宿字鷺の原466-2
(TEL)0237-35-2024 (FAX)0237-35-2354



ホームページもご覧下さい！
<http://www.thr.milt.go.jp/shinjyou>

新庄河川

検索



※「川通信 おおいだ」をご覧になってのご感想やご意見をお寄せ下さい。
※工事現場や河川管理施設をご覧になりたい方は、大石田出張所までご連絡ください。

除草希望者を公募します。

大石田出張所では、資源の有効利用と処分費のコスト縮減を図るため、河川区域内の除草にご協力していただける方を募集します。簡単な条件を満たせば、どなたでも応募が可能で、除草した刈草は家畜の飼料や堆肥の原料などに利用することもできます。

- 【応募期間】 令和6年9月24日(火)～令和6年10月4日(金) [先着順]
- 【作業期間】 令和6年10月8日(火)～令和6年10月31日(木) (予定)
- 【申込方法】 大石田出張所にて、応募様式及び作業計画書を記入し、申し込みをお願いします。
受付時間は平日の9:00～16:30までになります。
※電話での申し込みはできません。
- 【応募資格等】 裏面の留意事項をご確認ください。
- 【除草場所】 大石田町横山地区・大石田地区の高水敷
※詳細は下図参照



区画	場所	面積	区画規模	
			延長	奥行き
①	大石田地区	A=3,000m ²	L=600m	W= 5m
②	横山地区	A=8,000m ²	L=800m	W=10m

※除草範囲は予定であり、変更になる場合があります。

国土交通省 新庄河川事務所 大石田出張所
 住所：北村山郡大石田町大字今宿字鷺の原466-2
 電話：0237-35-2024
 FAX：0237-35-2354



留意事項

1. 公募除草の応募資格について

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではないこと。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではないこと。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- 直近1年間の税を滞納している者ではないこと。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

2. その他

- 刈草採取に当たっては、河川産出物の許可手続き（河川法第25条）が必要になります。
- 除草、搬出に要する費用は、全て応募者の負担とし、除草した刈草は持ち帰ることができません。
- 刈草の搬出時には道路交通法等関係法令を遵守し、周囲に配慮してください。
- 除草時の事故については自己責任となります。ただし、事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡してください。
- 河川敷地内には多種多様な植物が生育しており、除草した刈草に、人体・家畜等にとって有毒植物が混入する可能性があるため、刈草の利用にあたっては十分ご確認いただき、自己責任においてご利用ください。
- 第三者へ危害を及ぼした場合は、応募者が賠償責任を負います。
- 河川管理施設を損傷した場合は、応募者が復旧するものとします。

応募様式で得た個人情報、公募除草以外の目的には使用しません。